

## 本部長指示事項

- 1 市民利用施設については、国の12月以降の催物の開催制限の方針及び県の協力要請に基づき、引き続き、業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を徹底すること。
- 2 各局区は、市民の皆様に向けて、現在も行っている基本的な感染症対策に加え、飲酒を伴う懇親会等、環境が変わる場面で気を緩めることがないよう、感染リスクが高まる「5つの場面」を広く周知すること。
- 3 インフルエンザ流行期に備えた新たな受診、相談体制の整備を県が中心となり進めている。県に積極的に協力するとともに、引き続き医師会、医療機関と連携し、市民の皆様が受診する際に、身近な医療機関において円滑に検査が受けられる環境整備を進めること。
- 4 職員間での感染の拡大が想定される。各局区は、今一度、「さいたま市職員の職場における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドライン」を徹底するとともに、職員への感染拡大に備え、柔軟に応援態勢がとれるよう準備を進めること。